

投票日は4月10日(日)



◆表1

投票区	投票所
第一投票区	八日市場公民館(八日市場イ2402番地)
第二投票区	八日市場勤労青少年ホーム (八日市場イ2030番地)
第三投票区	旧八日市場小学校米倉分校 (八日市場ホ2016番地)
豊栄投票区	豊栄小学校体育館(飯倉1847番地)
須賀投票区	須賀小学校体育館(高1956番地)
匝瑳投票区	匝瑳小学校体育館(松山1122番地)
豊和投票区	豊和小学校体育館(大寺1492番地)
吉田投票区	吉田小学校体育館(吉田4020番地)
飯高投票区	旧飯高小学校(飯高1692番地)
共興投票区	共興小学校体育館(東小笹1160番地)
平和投票区	平和小学校体育館(平木1819番地)
椿海投票区	椿海小学校体育館(椿973番地)
野手投票区	野田小学校体育館(野手13034番地)
今泉新堀投票区	野栄福祉センター(今泉6491番地1)
栄投票区	栄小学校体育館(栢田823番地)

千葉県議会議員選挙

任期満了に伴う県議会議員選挙が行われます。棄権せず
に投票しましょう。

選挙日程

告示：4月1日(金)

投票日時：4月10日(日) 午

前7時～午後8時

開票日時/場所：4月10日

(日) 午後9時から/八日市場ドーム

投票できる人

平成3年4月11日以前に生まれた人で、平成22年12月31日以前に本市に住民登録され、引き続き3か月以上住民基本台帳に登録されている人。投票前に県外へ転出した人は投票できません。

平成23年1月1日以降に県

期日前投票・不在者投票

内の他市町村から本市に転入の届出をした人は、旧住所地で投票できる場合があります。この場合、市区町村長が発行する「引き続き県内に住所を有することの証明書」の提示が必要です。

投票日(4月10日)に仕事

や旅行、冠婚葬祭など一定の事由に該当するため、投票所へ行くことができない人は、投票日前に期日前投票や不在者投票ができます。

◆期日前投票

期間：4月2日(土)～9日

(土) 時間：午前8時30分～

午後8時 場所：匝瑳市役所1階ロビー、野栄福祉セン

ター1階ロビー

◆病院などでの不在者投票

指定の病院や老人ホームなどに入院、入所中で、不在者投票事由に該当する人は、その施設で不在者投票ができます。不在者投票を希望する人は、施設の担当者に申し出てください。

◆郵便などによる不在者投票

身体に重度の障害があり身体障害者手帳または戦傷病者手帳を所有する人で、障害の程度が表2に該当する人や、

要介護状態区分が「要介護5」の介護保険被保険者証を所有する人は、自宅などで郵便などによる不在者投票ができます。投票用紙等の請求期限は4月6日(水)で、制度の利用には本市選挙管理委員会発行の「郵便等投票証明書」が必要です。

◆滞在地での不在者投票

市外に滞在している人は、本市選挙管理委員会から投票用紙等を取り寄せ、最寄りの選挙管理委員会です。不在者投票

代理投票・点字投票

ケガや病気などで自ら投票用紙に記載することができない人は、投票所の係員が代筆する代理投票を利用できます。また、目が不自由な人は、点字投票を利用できます。投票所の係員に申し出てくだ

入場券・選挙公報

投票所入場券は、圧着式のはがきで郵送しますので、中を開き、ご自分の入場券を切り離し投票所へお持ちください。

選挙公報は、4月7日(木)までに新聞折込で配布する予

◆表2

手帳の種類	障害の部位	障害の程度
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能	1級または2級
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸	1級または3級
	免疫・肝臓	1級から3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹	特別項症から第2項症
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓	特別項症から第3項症

投票所

投票所は表1の通りです。入場券に記載された投票所を確認の上、投票にお出かけください。

3月29日以降に市内転居の届出をした人は、前住所地の投票所での投票となります。

問 市選挙管理委員会

☎ 73・0084

子ども医療費の助成

4月から中学3年生まで拡大

子ども医療費助成制度は、匝瑳市に住所があり健康保険に加入しているお子さんが、病气やけがで医療機関に受診したときの保険診療医療費の一部負担金を助成する制度です。

平成23年4月診療分からは対象者を拡大して、小学4年生から中学3年生までのお子さんの医療費も助成します。

◆助成内容

対象者：0歳児から中学3年生まで

対象医療費：入院・通院・保険調剤

自己負担金：なし

◆助成の対象とならないもの
保険外の診療（健康診断、予防接種、室料差額など）、健康保険からの高額療養費、付加給付金分、日本スポーツ振興センター災害共済給付が受けられる場合、他の医療費助成制度の適用分

0歳児から小学3年生まで

医療機関に健康保険証と子ども医療費助成受給券を提示

することにより、保険診療医療費が無料になりますが、受給券の交付申請が必要です。受給券の交付がないと子ども医療費の助成は受けられませのでご注意ください。

現在、乳幼児医療費受給券または子ども医療費受給券を持っている人は、受給券の交付申請手続きは不要です。

受給券の交付申請に必要なもの：お子さんの健康保険証、印鑑、前住所地の課税または非課税証明書（転入者のみ）

※出生日または転入日より1か月以内に申請しなかった場合、申請日からの該当となりますのでご注意ください。

◆県外の医療機関を受診した場合など

受給券交付後に県外の医療機関で受診した場合や、受診時に受給券を忘れ一部負担金を支払ったときは、償還払いによる助成金の交付申請をしてくだい。

申請に必要なもの：受給券、医療費の領収書、お子さんの

健康保険証、保護者の預金通帳、印鑑

小4から中3まで

子ども医療費助成受給券の交付はありませんので、次の通り償還払いによる助成金の交付申請をしてください。

なお、ひとり親家庭等医療費の助成制度などの受給資格のある人は、その制度を優先し、差額が生じた場合は子ども医療費で助成します。

申請に必要なもの：医療費の領収書、お子さんの健康保険証、保護者の預金通帳、印鑑、他の医療費助成制度の受給者証（受給資格者のみ）

※0歳児から中学3年生までの償還払いによる助成金交付申請は、医療費を支払った日の翌日から2年を過ぎると、申請しても助成の対象となりませんのでご注意ください。

申請窓口：健康管理課（保健センター内）☎73・12000

野栄総合支所 ☎67・31111

つどいの広場「たんぽぽ」

第1土曜日も開設

旧八日市場幼稚園米倉分園内つどいの広場「たんぽぽ」では、4月から毎月第1土曜日にも利用できるようになりました。子育て中のお父さんもぜひ一緒に利用してください。

つどいの広場は、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流を図ることができる場所、野栄福祉センター内に「つくし」、旧八日市場幼稚園米倉分園内に「たんぽぽ」が開設されています。「子育てアドバイザー」が常駐し、皆さんと一緒に遊んだり、育児相談を行っています。

利用できる人：市内在住の0～3歳の乳幼児とその保護者

利用できる人：市内在住の0～3歳の乳幼児とその保護者

野栄農村環境改善センター

7月から「生涯学習センター」に

平成23年7月1日から野栄農村環境改善センターが、生涯学習センターに名称が変わります。詳しい業務内容・使用料については、広報そうさ5月号でお知らせします。

また、社会福祉協議会野栄支所は、4月1日より野栄総



定期的にイベントもやっているよ

実施日：【つくし】毎週火・水・木曜日【たんぽぽ】毎週月・水・金曜日、毎月第1土曜日（祝日を除く） **実施時間**：9時～12時、13時～16時 **利用料**：無料

☎福祉課児童班 ☎73・0096

合支所1階へ移転します。なお、電話番号（☎67・2514）の変更はありません。

問生涯学習センターについて：生涯学習室 ☎67・1266 **社会福祉協議会野栄支所について**：匝瑳市社会福祉協議会 ☎73・0759